

<p>5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 免許規則別表第六号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項                  2 免許規則別表第二号の二第2の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)・(2) 略]                  (3) 送信機の欄のうち                  [ア～オ 略]                  カ 適合表示無線設備の番号の欄                  [(4)～(11) 略]</p>
<p>6 航空局、無線標識局、無線航行陸上局及び無線標定陸上局（9の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 免許規則別表第六号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項                  2 免許規則別表第二号の二第4の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)～(5) 略]                  (6) 送信機の欄のうち                  [ア～オ 略]                  カ 適合表示無線設備の番号の欄                  [(7)～(14) 略]</p>
<p>7 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局（9の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 免許規則別表第六号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項                  2 免許規則別表第二号の二第5の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)～(3) 略]                  (4) 送信機の欄のうち                  [ア～ク 略]                  ケ 適合表示無線設備の番号の欄                  [(5)～(12) 略]</p>
<p>8 1の項又は2の項に掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用する無線局</p>	<p>1 免許規則別表第六号の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)～(3) 略]                  2 免許規則別表第二号の二第1又は第8の様式の以下の欄に記載された事項                  (1) 送信機の欄のうち適合表示無線設備の番号の欄（同表第1に限る。）                  [(2)・(3) 略]</p>
<p>9 3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局（10の項及び11の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>1 免許規則別表第六号の二の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)・(2) 略]                  2 免許規則別表第二号の二第2、第3、第4又は第5の様式の以下の欄に記載された事項                  (1) 送信機の欄のうち検定番号の欄、検定番号又は名称の欄又は適合表示無線設備の番号の欄                  [(2)・(3) 略]</p>

<p>5 [同左]</p>	<p>1 免許規則別表第五号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項                  2 免許規則別表第二号の二第2の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)・(2) 同左]                  (3) 送信機の欄のうち                  [ア～オ 同左]                  カ 技術基準適合証明番号の欄                  [(4)～(11) 同左]</p>
<p>6 [同左]</p>	<p>1 免許規則別表第五号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項                  2 免許規則別表第二号の二第4の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)～(5) 同左]                  (6) 送信機の欄のうち                  [ア～オ 同左]                  カ 技術基準適合証明番号の欄                  [(7)～(14) 同左]</p>
<p>7 [同左]</p>	<p>1 免許規則別表第五号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項                  2 免許規則別表第二号の二第5の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)～(3) 同左]                  (4) 送信機の欄のうち                  [ア～ク 同左]                  ケ 技術基準適合証明番号の欄                  [(5)～(12) 同左]</p>
<p>8 [同左]</p>	<p>1 免許規則別表第五号の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)～(3) 同左]                  2 免許規則別表第二号の二第1又は第8の様式の以下の欄に記載された事項                  (1) 送信機の欄のうち技術基準適合証明番号の欄                  [(2)・(3) 同左]</p>
<p>9 [同左]</p>	<p>1 免許規則別表第五号の二の様式の以下の欄に記載された事項                  [(1)・(2) 同左]                  2 免許規則別表第二号の二第2、第3、第4、第5又は第8の様式の以下の欄に記載された事項                  (1) 送信機の欄のうち検定番号の欄、検定番号又は名称の欄又は技術基準適合証明番号の欄                  [(2)・(3) 同左]</p>